

令和元年12月10日

第21回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年12月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和元年12月10日（火曜日） 午後2時20分

4. 議案

- 議案第106号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第107号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第108号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第109号 令和2年度青森市農作業標準労賃等について

- 報告第70号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第71号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第73号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	6番 鎌田 政永
7番 工藤 隆志	8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光
10番 齊藤 光朗	11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一
13番 堤 武久	14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光
16番 西塚 伸	17番 福士 修身	18番 福田 公夫
19番 安田 昌樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 工藤 努	2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮
5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎	12番 斉藤 直美
13番 石川 正光	14番 豊川 明子	15番 野呂 正幸
17番 三上 紘史	19番 成田 貴吉	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

4番 工藤 隆正	8番 山田 正樹	9番 木立 れい子
16番 天内 輝明	18番 出町 鉄昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三上 正俊	事務局 次長	竹内 芳
浪岡 分室 長	坂本 公平	主 幹	櫻田 正
主 査	福士 和年	主 査	佐々木 伸哉
主 査	工藤 武	主 事	雪田 幸誠

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、第21回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名全員が出席しております。なお、推進委員の方は、12名が出席しております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。12番澤田今日一委員、13番堤武久委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまより議案審議に入ります。議案第 106 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 9 件、賃借権設定が 12 件、合計 21 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 7 ページに記載しております。それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。

まず、所有権 117 から 118 までですが、こちらは、労力不足のため、自作地を拡張したい受人へ売却するものです。

次に、所有権 119 は、経営規模を拡大したい受人より売買の申出があったため売却するものがございます。

次に、所有権 120 から 124 まででございますが、こちらは、労力不足のため、自作地を拡張したい受人へ売却するものです。

次に、所有権 125 ですが、こちらは、親子間の贈与で、受人は新たに農業を始めるものです。この件につきましては、議案第 106 号関係資料として、当該申請人の営農計画書を添付させていただきました。

次に、賃借権 125 から賃借権 136 までにつきましては、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃借権を設定するものがございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、

お手元に配付しております「調査書」等のとおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、2 ページ目の所有権移転の申請番号 119 番の審議を行うにあたり、斉藤直美推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（斉藤直美推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 119 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。斉藤直美推進委員を入場させてください。

（斉藤直美推進委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

すいません。もう一つありましたので、117 番のとれたてハウスさんの件で高坂繁光委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（高坂繁光委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

所有権移転の申請番号 117 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

所有権移転 117 番についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、許可することに決定します。高坂繁光委員を入場させてください。

(高坂繁光委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に、7 ページ目の賃借権の申請番号 134 番及び 135 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。三上紘史推進委員は。

(休みだよ今日 という声あり)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
そうすれば、これより賃借権の申請番号 134 番及び 135 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
賃借権の申請番号 134 番及び 135 番について、ご異議ありませんか。

○各委員
(異議なしの声)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に 4 ページ目の所有権 125 を審議しますが、申請者は、新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議お願いします。
では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○12 番（澤田今日一委員）

議長、議長ちょっといいですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。澤田さん。

○12 番（澤田今日一委員）

申請番号 125 番が 2 つあるように見えるのですけど。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

え？

○12 番（澤田今日一委員）

申請番号 125 番が 2 つあるのですけど。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

何番。

○12 番（澤田今日一委員）

125 番。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

125 番。

○事務局

すみません。125 については所有権 125 と、賃借権 125。

○12 番（澤田今日一委員）

そういう意味なのか。125 番が 2 つあるからあれっと思って。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

はい、●●●●と申します。宜しくお願いします。今回申請に至った理由は現在、所有者の父が高齢になり、農作業をするのがすごく大変になってきました。そこで現在主婦である私が父から贈与を受けて農業を営んでいきたいと思っております。これまでも農作業の手伝いをしてきましたが、まだまだ未熟ですので一から農作業を教わりながら父と協力して頑張っていきたいと思ってこの度申請に至りました。宜しくお願い致します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いいたします。質問・意見のある委員は述べてください。

○10番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

10番齊藤です。まずは、黒石の自宅から実家の畑までどれくらいですか。

○●●●●氏

だいたい10分から15分くらいです。

○10番（齊藤光朗委員）

薬剤散布は今までどのようにして、これからは。

○●●●●氏

薬剤散布は実際関わってなかったのですが、父が元気なうちに教えてもらって、スプレーヤーがあるのでそれを使ってやっていきたいと思います。

○10番（齊藤光朗委員）

じゃあ、●●さんが運転。いずれは。

○●●●●氏

そうですね。

○10 番（齊藤光朗委員）

たぶん私の記憶でも浪岡でも 3、4 人女性の方、運転されている方おりますので。わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ほかに質問意見ございませんか。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。●●さん、大変ご苦労様です。3 点ほど。まず、りんご経営ですけども、防除作業、薬剤散布、どのような形で行おうとしているのか、1 点目でございます。2 点目はですね、田んぼも一反部半くらいやる予定ですけども、この一連の農作業も、例えば苗を作って、そういう作業をですね、どういう形でやろうとしているのか。それから 3 点目はですね、農業経営、今までお手伝いしてきたという事でしょうか。

○●●●●氏

はい。そうですね。

○1 番（秋谷進委員）

そうですか、では、2 点まずお知らせください。

○●●●●氏

農薬散布については、今まで実際薬溶かしたりとか、見たりはしたのですけれども、実際スプレーヤーでかけたり、何月に何をかける、どういう薬を混ぜるとかそこら辺はこれから詳しく聞きながらやっていきたいと思っております。田んぼの方は苗の方はいつも頼んでいるところから買ってきて、それで田植え等をしておりまして、草刈などその辺も一緒にやっていきたいと思っております。

○1 番（秋谷進委員）

これ見れば、スピードスプレーヤーで農薬散布するのはお父さんが今までやっていた。

○●●●●氏

今まで、父がやっています、スプレーヤーの他には自分でかける機械もありまして、両方使
いながらやっていました。

○1 番（秋谷進委員）

これからも一応お父さんのスピードスプレーヤーでお手伝いするって形になりますか。

○●●●●氏

そうですね。薬の配合量も詳しい事は企業秘密でずっとあれだったのでその方法も聞きながら、
私もスプレーヤーを運転して、かけていきたいと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

●●さんは将来スピードスプレーヤーを運転しようと。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

防除組合じゃないのですか。防除組合。

○●●●●氏

防除組合というと。

○1 番（秋谷進委員）

農薬を。

○●●●●氏

ああ、あります。それにも入っていたりしていたのですけど。

○1 番（秋谷進委員）

それに加入していますか。

○●●●●氏

今は入ってないみたいですが、以前はずっと入っていて。スプレーヤーを買ってしまったの
で。

○1 番（秋谷進委員）

りんご経営、農薬散布、病虫害防除。一番重要な作業になりますので、その辺頑張って頂ければ。大変かなと感じていましたので。防除組合を利用するのが一番いいのかなと感じますけど、SSを買ってしまったのであれば。わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった所有権移転 117 番、119 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○12 番（澤田今日一委員）

はい、議長。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。澤田委員。

○12 番（澤田今日一委員）

12 番澤田です。127 番 128 番についてちょっと知りたいのですがね。借りる人は住所同じ、経営面積も同じ、名前が違う。ここちょっと教えてくれませんか。

○事務局

お答えいたします。これについてはですね、同じ世帯の方で、●●●●さんと●●さんとで借

りるという事になります。

○12 番（澤田今日一委員）

経営面積も同じというのは。

○事務局

同じ世帯の中にありますので、台帳自体は世帯単位で作成しますので、この世帯の中にお二人がいらっしゃるということになります。

○12 番（澤田今日一委員）

分かるのだけど、2人で分けて書く、2つに分かれる事になる。

○事務局

世帯が、はい。一応ですね。

○12 番（澤田今日一委員）

名前が違って、全然、ねえ。どっちか片方が書けばいいって事になる。わざわざ分ける必要ない。

○事務局

まあ、そこは。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。工藤委員。

○7 番（工藤隆志委員）

これ確か、後継ぎ息子2人がやっているの。父親が2人を後継者にするためにわざと分けて、2人に渡すのではないかと。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

もう一回説明お願いします。マイクで。

○7 番（工藤隆志委員）

この人は結構大きくやっているのですけれども、息子さん2人が後継者となっているので、この息子さんに一人ずつ、田んぼ後継ぎさせるような感じで、2人兄弟なんぞという感じでやっているはず。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

澤田委員よろしいですか。

○12番（澤田今日一委員）

ちょっとわからないのだけど、こうやってみれば、●●さんというの。●●さんと2人がいるのなら、半分ずつにすればいいようなものだけど。なんでこうなるのかなど。これだと、一人の人が全部で7町8反か。下の人も7町8反やっている事になっちゃうんじゃないか。

○事務局

その●●さんの世帯とすれば、そういう事になります。

○13番（堤武久委員）

同じ田んぼを2人で同じく借りていて、面積も同じで。

○12番（澤田今日一委員）

面積と経営者が2人出て、2人共同名義で借りればいいじゃん。なんで2つに分けるの。

○13番（堤武久委員）

同じ家に住んでいるんだ。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

堤委員、質問がありましたら挙手願います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、澤田委員。

○12番（澤田今日一委員）

これでいけば、この次から借りる面積が違うので、次からまた変わるって事になる。個々の面積が違ってくるじゃん。

○事務局

世帯としての面積。農業経営は、世帯の面積になるので、2人の分のものが加算されていく形になります。名義をどうしても別にしたい。

○12番（澤田今日一委員）

1人で借りても同じ事になるじゃん。2人名義で1つの代として借りたのなら、共同名義で借り

るっていうのなら分かるのさ。一人ひとり別にするから分からない。例えばね、7町8反の経営面積を2人共同でやっていますと。2人の共同名義で127番と128番の面積を借りますっていうのなら話わかる。なんで分けて、共同だから後からはごっちゃになるとかって。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。事務局。

○事務局長

これは、賃貸借の契約ですので、仮に支払いの遅延とかがあった場合に、要は世帯の中の2人のどちらに請求をかければいいのかっていうのを明確にする意味でもこういう風に借借人をわざと分けたのだと思います。

○6番（鎌田政永委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、鎌田委員。

○6番（鎌田政永委員）

6番鎌田政永です。ということは、どっちかの名前一人でも間に合うってことだ。本当は。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

マイク持って。分かりません。はい、鎌田委員。

○6番（鎌田政永委員）

どちらか一人の名前でもいいんだろ、これ。本当は。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それは私もちょっと、私に聞いても。事務局佐々木さん、お願いします。

○事務局

兄弟2人で申請に来て、弟がいずれ独立するという事で、弟さんの名義でも借りたいという事での申請でした。

○1番（秋谷進委員）

どっちが兄で、どっちが弟。

○事務局

●●さんが弟です。●●さんが兄。弟の●●さんは、今後農業政策課の次世代交付金の方も申請する予定だという事でした。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

将来の独立の為の布石ということで、では議員のみなさん宜しいですか。

静粛をお願いします。他に質問意見ございませんか。異議なしと認め許可することに決定します。

○12番（澤田今日一委員）

ちょっと待ってください。次世代交付金貰うと言ったのですけれど、次世代交付金なら、この人新規就農になるのではないの。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局の佐々木さん、そこはいかがなのですか。

○事務局

これから申し込むという事になります。

○12番（澤田今日一委員）

新規就農になるのではないの。

○事務局

そこはですね、実際に交付にあたっては農業政策課の方で。農地法の取り扱いとちょっと違いますので、そこはあちらで判断することになります。今は何とも言えません。

○12番（澤田今日一委員）

何とも言えません。

○事務局

補助金の交付の要件については。

○12番（澤田今日一委員）

いいのだけど。補助金貰うのなら、この人新規で貰うんじゃないの。次世代ということは、新規就農でなければならぬんじゃない。この人新規就農じゃないってことでしょ。

○事務局

申し訳ないです。その判断については農業政策課の方でされるということ。

○12番（澤田今日一委員）

いやいや。今の女の人も今やるから、これから土地やるから申請に来たんであって、この人は土地借りちゃってから申請するの。

○事務局

農業政策課に確認しての申請です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これは、申請に至った時に農業政策課の方から意見を聞きたいと思いますけども、はい秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

事務局にお伺いします。これは共有ではないのですか。どういう就農形態なのか。ちょっと意味わからないのだけど。同じところに名義人が2人いる訳だ。同じ地番に。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

7万8千平米に関しては共有名義なのでしょうけど、これから弟の●●さんが独立するための布石としてまず自分名義の土地を賃借するという事なのではないですか。事務局、私の意見は。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それで、澤田委員の質問は、まだなっていないのに今からもう土地を賃借かけてしまえば新規就農じゃなくなるのではないかという意見だと思うのですけれども。

○12番（澤田今日一委員）

それと、共同でないのだったら経営面積が2つで一緒、同じって事はないですよ。これ変えないとだめですよ。

○1番（秋谷進委員）

事務局、所有を分けるような感じで指導できないものですか。兄弟であっても、7万8千をですね。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

いや、これは買ったじゃなくて賃借権ですから。

○1番（秋谷進委員）

7万8千平米の所有者は、兄と弟が所有者になっているんだ。

○事務局

世帯の経営面積ということになります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

世帯ということは、お父さんかもしれないという。

○12番（澤田今日一委員）

結局この2人が共有名義で分かれているの。

○1番（秋谷進委員）

所有者はどなた。

○事務局

今は同じ世帯です。世帯毎なので、その世帯にいるのが持っていれば全部合わせて、合算される。

○1番（秋谷進委員）

所有者は父親、名義人は。

○事務局

世帯に入っている方のお名前。世帯面積。お父さんの名義のものもあるし。

○12番（澤田今日一委員）

農地を持っているのに新規就農になるのだが。

○1番（秋谷進委員）

農地の名義人は分かるものですか。農地を持っている方の名義人はわかりますか。名義人はどなたになっているのですか。

○事務局

それは、その世帯に入っている、それぞれの土地がありますから、それが合わさって7万ということになります。

○事務局長

すみません。借り手側の方ではなくて、ちょっと目線を変えて、貸し手側の方を見てください。●●●●さんと●●●●さん、2名なっています。125番。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

125番と126番です。

○12番（澤田今日一委員）

127番と128番だ。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

いやいや、問題をたとえ例で事務局長が。

○事務局長

視点を変えて。125番と126番の貸し手側を見てください。●●●●さんと●●さん。経営自作農地面積一緒ですよ。これが農地台帳世帯毎に作っているんで、要は共同経営になるとこういう表し方になってしまうという事です。その内訳が左側にいって貸し付ける面積が●●さん9,313と下の房子さんの8,133と6,841を合わせて合計の25,893になるということなので、これを借り手側においたのが、127番128番という事になるんです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

借り手側が同じですんでね。125番126番の借り手側が同一人ですよ。それだと話わかりますよ。下は借り手側が異なりますよね、兄と弟で。

○事務局長

ですから、それを貸し手側と借り手側の立場を逆にすると今のこの●●さんと借り手の●●さんという事になるという事なんですけど。

○事務局

計算はですね、こういう経営面積の計算は世帯毎でやるのですけれども、貸し借りとか名義をうつすとか、ひとりひとりの個人でやる為に問題というかこういう事が起こってきます。よろしいでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご静粛をお願い致します。質問がありましたら、挙手のうえお願いいたします。

○事務局長

すみません。もう一度。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、局長。

○事務局長

ですので、例えば今の借り手側の●●●●さんと●●さんが貸し手になったとすると、要は125番126番の表現のように経営面積、自作面積、貸付面積がすべて同じで表現することになって、借り手側はそれぞれの表現になると、一人の表現になるということなのです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今の説明でよろしいですか。

（オッケーだって という声あり）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

工藤委員の地元の人でもありますでしょうから、理解はしていると思いますけれども工藤委員は。

○12番（澤田今日一委員）

これに対して、何も文句あるわけじゃなくて、この説明がちょっと。これはこれでいいの。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

貸す貸さないは、何も澤田委員も何も反対ということじゃなくて。

○12番（澤田今日一委員）

新規就農のところがひっかかるなあと思って。農地を持っている事になっているのに、新規で

いくつというのは。

○事務局

その件は、農地法上の考えと少し、補助金の交付の基準の考えと少し異なるところでございますので、交付すればいいかについては農業政策課側の判断となります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

澤田委員、よろしいですか。

○12番（澤田今日一委員）

（新規で）やるってしゃべったから。これしゃべらなきゃよかったんじゃないの。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

○12番（澤田今日一委員）

分かったような、分からないような。

（新規就農ではこの案件挙がることはないのか という声あり）

○事務局

新規ではない。補助金の話に対してはある。

○12番（澤田今日一委員）

さっきの人みたいに、●●さんみたいにここに来て新規就農やらないとならないのではないかなと思うよ。私は。この人達は何もやらないで新規就農になるっていうのであれば、また話おかしくなる。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。ちょっと暫時休憩して、説明事務局と澤田委員やって頂きたいと思うのですがども。

※暫時休憩

（工藤榮推進委員 遅れて入場）

（三上紘史推進委員 遅れて入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。審議を再開します。他に質問意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

審議を再開しますので。議事参与制限があった所有権移転 119 番を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 107 号及び 108 号は関連がありますので一括審議の議題とします。はい事務局。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 2 件、集積計画の面積は、所有権移転が 46,989 m²、約 4.7 ヘクタールになります。利用権設定が 7,825 m²、約 0.8 ヘクタールとなっております。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 8 ページから 9 ページ、利用権設定の案が 10 ページから 11 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、11 ページの議案第 108 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画（案）の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、当該計画は決定といたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第 109 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明お願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

それでは、資料右上に議案第 109 号と書かれた関係資料をご覧ください。8 月に認定農業者協会の会員と農業委員、推進委員の皆様アンケートで御協力いただきました農作業労賃及び作業受委託の料金の検討についてです。こちらは、農業委員会として毎年、次年度に向けて審議・決定し、チラシ・HP 等で公表しております。

まずは、アンケート回答状況についてです。「アンケート対象者・回答者数」として表に記載のとおり、農業委員、農地利用最適化推進委員は一番右の欄にあるとおり全員回答をいただきまして、青森市認定農業者協会会員については、対象者 72 名のうち 15 名で回答率が昨年を下回る 20.8%でした。その下の表は、農家区分ごとの回答者数でありまして、認定農業者協会会員が減少していることもあり、前年と比べるとマイナスとなっております。

続いて、「2. アンケートを踏まえた基本的な考え方」という所ですが、①標準額につきましては、現在の標準額は「適当である」という回答が過半数を占めた項目については、平成 31 年度と同額を基本に案を作成しております。ただし、青森県の最低賃金が 10 月に改定されており、1 時間 790 円となったことから、1 日 8 時間を標準とする農作業労賃については、790 円×8 時間の 6,320 円を下回らないように 6,400 円に引き上げる案としております。また受委託料金においては、消費税 10%に対応した料金案としております。

次に、②青森地区と浪岡地区の標準額統一に向けた検討についてですが、まず 5 ページをお開きいただき、一番上の表の網掛け部分をご覧ください。青森地区では「徐々に統一した方がよい」と「統一すべきではない」が 11 票と同数で、浪岡地区で「徐々に統一した方がよい」

が「統一すべきではない」よりも1票多いという結果となりました。また、「統一した方がよい」という回答も6票ございました。さらにその下の表が統一する際の金額設定の方針についての問いとなっておりまして、回答数は少ないですけれども、「青森地区・浪岡地区の平均で統一」という意見が多数となっております。

それでは1ページにお戻りください。ただいま説明いたしましたアンケートの結果から、②の統一に向けた検討については、点の2つ目に記載したとおり、「徐々に統一」という方向で、両地区に共通する項目を増やす、または金額を合わせていくなどの検討が必要ではないかと考えられます。以上のことを踏まえながら、2ページに青森地区、3ページに浪岡地区の「標準労賃等表」の案を掲載しておりますのでご覧ください。

それでは次に、2ページをお開きください。こちらが青森地区の案になっておりまして、3ページ目が浪岡地区となっております。どちらも、網掛け部分に変更案の箇所となっており、案の欄外右側には「参考」ということで、左から「今年度の標準額」、「アンケートでの適当であるの回答率」、「アンケート平均額」という順番で記載しております。「アンケートでの適当であるの回答率」については、4ページに詳細が記載されております。4ページの方をご覧くださいよろしいでしょうか。左の表が青森地区、右の表が浪岡地区となっており、「1. 農作業労賃の標準額をどう思いますか」との問いと、「2. 農作業受委託料金の標準額をどう思いますか」という問いでは、記載のとおり青森地区、浪岡地区の全ての作業についておおむね7割以上が「適当である」との回答でしたので、基本的には標準額のアンケート結果によって変更は行わない案として作成しております。

それでは、2ページに戻ってください。「1 農作業労賃」については、最初にご説明しましたとおり、両地区ともに8時間あたりの最低賃金6,320円を上回る6,400円に引き上げた金額となっております。また、「2 農作業受委託料金」については、消費税込みの料金を標準額としているため、10月から消費税が10%になったことに対応する引き上げを行い、8%から10%になったことに対応した料金が網掛けの部分に記載しております。なお、コンバインの備考欄の網掛けについては、下線を引いてあります「もみ運搬の場合は2,030円増」と書かれた部分が、消費税増税の対応として料金を引き上げたということでございます。なお、金額欄の下に米印で記載のとおり、あぜ塗り以外は10%に換算後の額から10円未満の端数を切り捨てた額として記載しております。

続いて3ページですね、浪岡地区。こちらの方は「1 農作業労賃」については青森地区と同様の引き上げになっておりまして、「2 農作業受委託料金」については作業名のところ、耕起、トラクターの所に網掛けありますけれども、ここは水田耕起と書いていたのを耕起ということで、青森地区と表現を一致させたものとなっております。後、「コンバイン」の項目では、7月の月例総会において、これまで記載のなかった湿田、倒伏の刈り取り割増条件を聞いたらいけないかという意見がありましたので、今回アンケートに入れさせていただきました。その結果、多数の回答があったのが「湿田・半倒伏が10%増」、「全倒伏が20%増」であったことから、これを案としております。また、青森地区で設定されています、もみ運搬の場合の加算料金については、浪岡でも表現が違っていたんですけども、設定されておりました。これについては、そのまま表の

右をご覧いただきたいのですが、今年度標準額の欄の上段が、16,490円という所が、刈取りのみの場合の料金、その下の18,430円がもみ運搬込みの料金となっております、その差額が元々2,000円弱の差をつけて標準額を設定していたことから、今回、青森地区と同条件になるように表現を統一して整理する案として作成しております。

それでは、内容について議論をしていただく前に、4ページ目以降の資料についてご説明いたします。4ページ目をお開きください。「1. 農作業労賃の標準額をどう思いますか」と「2. 農作業受委託料金の標準額をどう思いますか」という資料となっております。4ページ目の下の「3. 年齢や経験等の条件による農作業労賃の差」についてですけれども、「なし」の回答が過半数となっておりますが、「経験・未経験」については、ある程度の差をつけていることが集計結果から読み取ることができるかと思えます。

次に、5ページをご覧ください。「農作業標準労賃等の設定」については先ほど説明いたしましたので、真ん中あたり「雇用の状態」についての集計結果をご覧ください。こちらのアンケートですが、これまで「労賃を審議する際に、より議論が深まるのではないか」とのご意見があったことからアンケート項目に入れております。まず、「通年雇用」か「臨時雇用」については、両地区とも圧倒的に「臨時雇用」が多くなっております。次に、「どの市町村から雇用するか」については、青森地区、浪岡地区ともにほとんどが同地区からの雇用となっております。最後に、「雇入れた人の前職について」ですが、複数回答の結果、記載のとおりです。

次に、6ページをご覧ください。こちらは、平内町のほか、近隣の市、町を含めた標準額の参考として一覧にしております。表の左側、標準労賃はほぼ横並びの状況でありまして、右側の農作業受託料金については、平内町をご覧いただきたいのですが、今年度全体的に料金を上げておりまして、高い金額設定となっているのに対して、黒石市、五所川原市、つがる市などは少し安い金額設定という状況となっております。参考にご覧ください。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは参考として、「青森地区」の過去5年間の標準労賃等の金額の推移を掲載しており、8ページが同じく「浪岡地区」の推移となっております。

以上で議案資料の説明を終わりますが、資料の2ページ、3ページの標準労賃の変更案及び農作業受委託料金の消費税増税による標準額変更を含めて、アンケートの平均額との比較などから検討が必要と思われる部分等ありましたら、ご意見をいただきたいと考えております。説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、異議なしと認め、本案について決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 70 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 1 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。なお、従前が農地法第 4 条第 1 項第 7 号のところ、法改正により、同法第同項第 8 号となったものであります。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。よろしいですか。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 71 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 12 件となっております。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。なお、従前が農地法第 5 条第 1 項第 6 号のところ、法改正により、同法第同項第 7 号となったものでございます。説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。よろしいですか。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 72 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 11 件です。説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 73 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 3 件でございます。なお、非農地証明書は交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承よろしくをお願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他に何かありますか。

（農地の賃借料情報（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月実績）の集計及び議案の作成に関する方針確認について）

（「人・農地プランの実質化」に向けた地域の話し合いについて）

（鎌田政永委員から、不耕作地の判断について、農業委員ではなく、事務局職員で行うべきなのではないかと質問

→遊休農地の関係については、職員が決めるのではなく、農業委員に農地パトロールで確認してもらい、最終的に農業委員に非農地判断してもらう形で行っている旨説明）

（齊藤光朗委員から、非農地証明については、農業委員と事務局職員が現地確認するべきではないかと質問

→農業委員会で定めた「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づき、事務局職員が現地調査の上判断している旨説明）

（福士修身委員から、農業委員の綱紀粛正について通知）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第 21 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。